

令和8年度 鹿嶋市生活困窮者自立相談支援嘱託職員募集要領

1 募集職種及び採用予定人員 生活困窮者自立相談支援嘱託職員 1名

2 応募要件

(1) ①～⑤のいずれかに該当し、⑥と⑦には必ず該当する人、及び市の相談支援機能を強化するために必要と認められる人。

- ①社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事いずれかの資格を有する人
- ②看護師、准看護師いずれかの免許を有する人
- ③介護支援専門員の登録を受けている人
- ④公共職業安定所や民営職業安定所で相談員等として1年以上の実務経験を有する人
- ⑤福祉事務所、社会福祉協議会や社会福祉施設等で相談員等として1年以上の実務経験を有する人
- ⑥ワード、エクセル、インターネット閲覧等一般的な事務に係るパソコン操作が可能な人
- ⑦普通自動車の運転免許を有する人(AT限定可)

(2) 令和8年4月1日から勤務ができること

上記の応募要件を満たしていても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- 2. 鹿嶋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 選考方法・試験日時

- (1) 選考方法 作文試験・面接試験
- (2) 試験日時 令和8年1月10日(土) 受付時間8時15分～8時30分
- (3) 試験会場 鹿嶋市役所

4 応募方法 別紙申込書(写真2枚を糊付け)、身上申告書、PRシートに必要事項を記入のうえ、生活福祉課へ提出して下さい。

5 受付期間 令和7年12月1日(月)～令和7年12月24日(水)

午前8時30分から午後5時15分まで(土・日、祝日、年末年始を除く)。

※郵送の場合は期限日必着、併せて切手付き返信用封筒の同封をお願いします。

6 勤務条件等

(1) 勤務時間・報酬等

- ・勤務時間は、1週間当たり31時間勤務
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までのうち週4日
- ・報酬は、月額16万円～19万円程度
鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則及び鹿嶋市生活困窮者自立相談支援嘱託職員要綱によります。
 - ・期末手当(年2回)
・通勤距離が2km以上の場合、通勤費距離に応じ日額95円から1,476円を別途支給
※給与改定等により変更となる場合があります。
 - ※期末手当は、採用日及び任用期間により支給されない場合があります。
 - ※最終合格発表後、報酬決定のため職歴証明書などを提出していただきます。

- (2) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※その職が公務運営上必要で、かつ、勤務成績が良好な場合、最大4回まで、1年ずつ更新（延長）が可能
※採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。
- (3) 有給休暇 年間10日間 ※左記の他忌引き等の特別休暇があります。
- (4) 保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用
※現在、被扶養者となっている方は、税控除、健康保険等の扶養から外れることになります。また、毎月の報酬から保険料のほか、所得税が差し引かれます。
- (5) 配属 生活福祉課付とします。

7 合否発表 令和8年2月上旬頃本人に通知します。

8 その他

受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、受験申込書等に記入漏れや不実記載があった場合は、試験に合格しても、合格を取り消す場合がありますので、注意してください。